

「懸詞」と地名表記

—七世紀の文字と、「レトリック」としての文字—

八木京子

一、はじめに

既に、直木孝次郎氏、田中卓氏らにより、『古事記』（和銅五〔712〕年）の地名表記は、大宝元年以前の古い国名表記に一致することが、指摘されている^①。また、鎌田元一氏は、六国史や『延喜式』に見られる字音仮名二字の地名表記の契機に、大宝四〔704〕年四月の国印鑄造があることに言及しておられ、興味深い^②。

そもそも、国名表記を統一する詔は、和銅六〔713〕年五月に、「畿内七道諸国郡郷名、着^③好字^④」（『続日本紀』五月甲子条）とある記事に明らかである。この勅命に続けて、土地の状態をつまびらかに報告する義務を負って、『風土記』の撰進が諸国に命じられた。『延喜式』に「凡諸国部内郡里等名、並用^⑤二字^⑥、必取^⑦嘉名^⑧」（民部省式上）とある条文は、この和銅年間の規定に準じたと推測される。これら地名表記統一の動きは、字音仮名（一字一音）などで、さまざまに書かれていた表記を、中

国風の文化にならって統制しようとした、律令制下の国家的方針に他ならない。その動きは、当然、国史や地誌の編纂に関わるものであった。

但し、国名表記は、大宝以後に統一が進みつつあったものの、普及・徹底にはそれなりの時間を要したことが、木簡・正倉院文書の諸例から知られる。況んや、郡名・里名においては、在地レヴェルに至るまで、さらに徹底が遅れたであろうことは、想像に難くない^③。萬葉集には、人麻呂を含め、次節以降に見るように、『倭名類聚抄』にあるような郡名・里名表記とは、かなり異なる「自由」な表記例を、数多く見得る。

近時、北川和秀氏により、萬葉集の題詞・左注と、歌中の国名表記が異なるものについて、報告がなされ、歌に用いられる国名表記に、より古い体系の地名表記が見られることが指摘された^④。本論は、「うた」の内部に用いられる地名表記が、題詞や左注と異なり、「自由」な表記傾向を採ることを踏まえ、ことに人麻呂や、萬葉前期の歌うたに、より特異な「地名表記——、「古い」表記というよりは「自由性」ということを問題にするべきか——、が見られることを論じるものである。

二、柿本人麻呂の地名表記の特異性―固定化以前の地名表記―

柿本人麻呂の地名表記には、幾つかの用例において、史書や『倭名類聚抄』に見るような「公用表記」とは、異なる地名表記が存在する。そのなかには、人麻呂に孤例の表記も少なくない。人麻呂の「うた」に書かれる「自由な」地名表記は、七世紀代に通行していた古い地名表記と思われる例や、「うた」の文字として、創意工夫の上で特別に用いられたと思われる例など、実にさまざまな状況性を有している。総論を述べる前に、まずは個々の事例に即し、木簡などの出土文字資料との比較を行うことから始めたい。

①あふみ

人麻呂：「淡海」(①二九、③二六六、⑦二二八七、⑪二四三五、⑫二四四五)、「淡」(⑪二四三九)、「近江」(⑪二四四〇)／人麻呂以外：「淡海」(①五〇、②一五三、④四八七、⑦一三五〇、⑦一三九〇、⑨一七五七、⑪二七二八、⑫三〇二七、⑬三三三八、⑰三九七八)「相海」(⑫三二五七、⑬三三三七)、「近江」(③二七三、⑦一一六九、⑬三三三九、⑬三三四〇)／題詞・左注など：「近江大津宮御宇天皇代」(標題①一六、②九一、②一四七)、「近江」(左注①七、①一八〔二例〕、題詞①一三、①一七、①二九、①三三、②一〇二、②一一五、②一四八、③二六三、③二六四、③三〇五、④四八八、⑥一〇一七、⑧二六〇六)

人麻呂は、全七例中、五例を「淡海」、一例を「淡」、一例を「近江」と書く。この「近江」表記について、それが和銅六年以降に通用すると

いう指摘から(真淵『万葉考』)、「近江」と書かれる「略体歌」の筆録時期に関し、かつて論議を呼んだことがある。^⑤しかし、結論的に言えば、この「近江」の一例をもってして、人麻呂歌集を奈良朝以降の作と見ることは、正しい判断ではなからう。^⑥

なお、「とほつあふみ」の地名は、飛鳥京跡苑池木簡に「遠水海国」(『木簡研究』二五号2003・11)、藤原宮木簡に「遠江国浜名日下部君□」(『木簡研究』一五号1993・11)、『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(一)』(1993)、とあり、人麻呂も「遠江」(人麻呂⑦二二九三)と用いているように、既にその呼び名は定着していたらしい(東歌⑭三四二九に、「とほつあふみ(等保都安布美)」)。それに照応する呼び名として、「あふみ(琵琶湖)」を「ちかつあふみ」と、呼び慣わしていたことは、想像できることであろう。

実際、「ちかつあふみ」の名を、そのまま文字にしたかと思われる「近淡海(ちかつあふみ)」の文字が、『古事記』に見られることは注目される。さらに飛鳥京木簡に「近淡」とあり(『明日香風』一七号1986・1)、また、「近海水」の表記が、石神遺跡木簡に見られる(『木簡研究』二六号2004・11)。^⑦

「近江」の国名表記は、「ちかつあふみ」と「とほつあふみ」という、大和ことばから発想された文字遣いと考えるのが穏当であろう。人麻呂が「近江海」(⑪二四四〇)と取えて記すのは、並んで歌われる前歌の「淡海」(⑪二四三九)表記も、「あふみのうみ」と「訓む」^⑧ことを示唆するための、補足的な文字遣いに拠るものと思われる(他の人麻呂歌集歌は、「淡海」とあって「あふみのうみ」と訓む)。

人麻呂が、「アフミ」を「淡海」と書くのは、七世紀代の一般的な「アフミ」表記に倣ったためであろう(役民①五〇、倭太后②一五三、岡本

天皇④四八七)。人名でも、「アフミ」は「調首淡海」(①五五)、「淡海真人三船」(②四四六七)、などと書かれる。「調首淡海」は、壬申の乱の功臣であり、『日本書紀』(天武元年六月二四日条)にも同表記で、その名が見える。

萬葉集には、「近江」が四例であるのに対し、「淡海」は十例用いられ、古い地名表記が、依然として萬葉集の「うた」の文字に現出していることが知られる。大勢的には、「淡海」から「近江」へという表記の流れが、文字資料から確認できるのだが(平城宮木簡にいたって「近江」は急増。管見では七世紀代木簡に「近江」は確認できない)、こと萬葉集において、「淡海」の文字が、家持(「述恋緒歌」⑩三九七八)や、巻十二の作者未詳歌に見えることは注意される。既に述べたとおり、和銅の勅命以降、「近江」の表記が、どの程度、普及していたかの判断は難しく、日常的な文字(和歌を含む)には、普段、用いられていた慣例的な地名表記が書かれたのであろう。

『正倉院文書』(編年文書一四・三一〇)に、「淡海国」とある。また『令集解』戸令戸籍条古記に、近江を「水海」と書いた例がある。

②あはぢ

人麻呂：「粟路」(③二五二)／人麻呂以外：「淡路」(③三八八〔二例〕、④五〇九、⑥九三三、⑥九三五、⑥九四二、⑥九四六、⑦一一六〇、⑦一一八〇、⑫三二九七、⑬三八九四)、「安波治」(⑭三四〇五、⑮三六二七、⑮三七二〇)／題詞・左注など：なし

人麻呂の「粟路」の文字は、萬葉集に孤例の文字遣いである。一方、「淡路」の文字は多く見え、十首十一例に用いられている。「粟路」は、七世紀の出土とされる木簡に、「粟道宰熊鳥 □ / 封□」(『木簡研究』

一五号 1993-11、『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(一一)』1993)とあり、注意される。これは、「淡路」の「国守(宰)」から差し出した荷札木簡と考えられ、「アハヂ」を「粟道」と書いた事例である(『古事記』は「淡道」と表記)。

なお、淡路島の属島、もしくは阿波国に比定される「アハシマ」は、人麻呂歌集に「粟小嶋(アハノコシマ)」(⑨一七一)と書かれ、「アハシマ」は、一字一音以外の萬葉集の用例すべてが、「粟嶋」と表記される(③三五八、④五〇九、⑦二二〇七、⑫三二六七)。「アハシマ」について言えば、木簡に「志摩国答節郡□□(粟嶋カ)」と見え、志摩国答志郡付近の島を指すと考えられる(『平城宮発掘調査出土木簡概報(一六)』1983)。そもそも、「アハ」の音は、郡名・人名に多く、「播磨国宍粟郡」(飛鳥池遺跡木簡・平城宮木簡に幾つか例がある)や、「粟田部三山」(飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(一三) 1988)、「粟田戸世万呂」(飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(一〇) 2006、『日本古代木簡選』1990)などと用いられるが、一般的に「粟」の文字で書かれることが多い。

③あかし

人麻呂：「明」(③二五四、③二五五)、「安可思」(⑮三六〇八)／人麻呂以外：「明」(⑥九四二)、「明石」(③三三六、⑦一二二九)、「開」(③三八八)、「赤石」(⑦二二〇七)、「安可志」(⑮三六二七)／題詞・左注など：なし

人麻呂二例と赤人二例に、「明」の一字で「アカシ」と書く例がある。平城宮木簡および『倭名類聚抄』(元和本卷五)には、「播磨国明石、安加志」とあり、「明石」の二文字が「公用表記」として定着したものと思われる。飛鳥京木簡に、「播磨国明伊川里五戸」(『木簡研究』二五

号2003・11)とあり、「明」の下に「評」が脱字になっているが、「明石郡」を書いたものである。また平城京木簡に、「朋郡葛江里」(『木簡研究』二四号2002・11、『平城京出土木簡概報(一〇)』1975)とあって、「朋」は「明」の誤字と考えられ、「播磨国明石郡葛江郷(布知衣)」(『倭名類聚抄』元和本卷八)のことと推定できる。

これらの木簡より、「明」の一字で、「アカシ(明石)」を地名表記した事例が、知られることとなった。人麻呂の「明」一文字表記は、古い地名表記に倣ったものと考えられよう。人麻呂の例は、「ともしびの(留火)―あかしおほと(明大門)」(③二五四)と係かる人麻呂独自の枕詞を伴う。被枕詞としては、「明石」よりも「明」の方が、余分な要素が加わらず、意味が通りやすい。

④いなみ(いなびの)

人麻呂：「稲見」(③三〇三)、「稲日野」(③二五三)／人麻呂以外：「稲日」(④五〇九)、「印南」(⑮三五九六)、「伊奈美」(①一四、⑥九四二、⑳四三〇一)、「印南野」(⑦一一七八、⑦一一七九)、「稲見野」(⑥九三八、⑨一七七二)、「不欲見野」(⑥九四〇)、「将行乃河」(⑫三一九八)／題詞・左注など：題詞(「印南野」⑥九三五)「イナミ」は、『倭名類聚抄』(元和本卷五)に「山陽郡播磨国印南、伊奈美」とある。萬葉集でも、題詞に「印南」と表記されることから(⑥九三五)、おそらくは和銅六年以降、「印南」の地名表記が定着したと思われる(『播磨国印南郡』の表記は、平城京木簡に幾つか見える)。しかし、人麻呂以外にも「稲日」(丹比真人笠麻呂④五〇九)、「稲見野」(山部赤人⑥九三八、阿倍大夫⑨一七七二)と書かれる例があり、旧表記も並行して用いられていたことが知られる。

「イナ」の音に、「稲」の表記を宛てることは、人名・地名ともに、当時、多く行われたことであろう。参考までに挙げると、『古事記』において「イナバ」は、「稲羽」と書かれるが、藤原宮跡出土木簡(『藤原宮木簡』二五二九)の中に「秦稲羽」という人名があり、これも同様に古い国名表記に関連するものと言われる。¹⁰⁾

石神遺跡には、「物部稲都弥」「□マ稲耳」(『木簡研究』二七号2005・二)などが見え、「イネ」を用いた人名の例は、枚挙に暇がない。

「イナミ」「イナビ」の音を文字化するにあたっては、「稲日」「稲見」の表記が、当時、もっとも自然な文字形態であったと考えられる。

⑤いもせのやま(いもやま・せのやま)

人麻呂：「妹勢能山」(⑦二二四七)／人麻呂以外：「妹背乃山」(④五四四)、「妹背之山」(⑦一一九五)、「妹与背山」(⑦二〇〇九)、「妹与勢能山」(⑦二二一〇)、「妹山」(⑦二〇九八)、「勢能山」(①三五、③二八五、③二八六、③二九二、⑦一一九三、⑦二二〇八、⑨一六七六、⑬三三一八)／題詞・左注など：題詞(「勢能山」①三五、③二八五、③二九二)

萬葉集には、「妹背乃山」(④五四四)、「妹背之山」(⑦一一九五)、「妹与背山」(⑦二二〇九)、「妹与勢能山」(⑦二二一〇)と書かれ、「セ」の文字に「勢」を宛てるのは、人麻呂と他一例だけである。しかし、単独で用いられる「セノヤマ」は、全て「勢能山」と表記され、例外は見られない。これが「イモ+セ」という複合語になったとき、「妹背」と書かれる傾向があったと考えられる。

人麻呂の「妹勢能山」の文字は、「妹」が訓仮名、「勢」が音仮名であり、「音仮名」と「訓仮名」の混用になっていることが注意される。¹¹⁾ 音訓

仮名の一単語内（一つの地名）の交用は、六国史や『倭名類聚抄』などでは、基本的に避けられることが原則である。しかし、このような音訓仮名の交用は、七世紀代の地名表記に少なからず見られ、人麻呂の例もそれに倣ったものと諒解される。音訓仮名の交用が、一般的に違和感のないものとして、認識されていたであろうことは、「龍角寺五斗時瓦窯跡」の地名表記などに明らかである（第四節に後述）。

「夫」の意の「セ」は、人麻呂が「勢古」（⑩三三八四）と用いる他、¹²⁾
 「勢」（井戸王①一九、誉謝女王①五九、但馬皇女②二一五、石川郎女②一二八）、「勢子」（中皇命①一一）、「勢枯」（當麻真人麻呂妻①四三三）、「勢祜」（大伯皇女②一〇五）など、古く「勢（子・枯）」の文字で書かれることが多い。「背」「背子」の表記が主流となるのは、萬葉集を見る限り、萬葉第三期以降である（例外的に、家持歌巻の一字一音表記では「勢故」が多く用いられる）。

固有名詞「セノヤマ」を単独で書く場合、「勢能山」と表記することが多いのは、「夫」の意の「セ」が「勢」と書かれることが多かった、七世紀から八世紀初頭の文字遣いに連動する現象であろう。「セ（夫）」のような生活に密着した文字に、音仮名が用いられる理由は、また別に考えねばならないが（「兄^セ」との差異化か）、「セ」の音を示すのに、「勢」が日常的に用いられていたことは、石神遺跡木簡に「道勢岐官前□」（『木簡研究』二六号2004・11）、『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概要（一七）』（2003）とあって、「関^セ司^{つか}」が、「勢岐官」と書かれていること、また飛鳥京跡苑池木簡に「阿支奈勢」とある例（『木簡研究』二五号2003・11）、『飛鳥京跡苑池遺跡遺構調査概報』学生社（2002）等から知られる。

国名・氏名においても、「伊勢国」「巨勢氏」など、「勢」の文字が多く用いられている（⑦「くせ」参照のこと）。

⑥みわ

人麻呂：「三和」（⑦一一一九、⑨一六八四）、「弥和」（⑦一一一八）
 / 人麻呂以外：「三輪」（①一七、①一八、④七二二、⑦一〇九五、⑧一五一七）、「神」（②二五六、②一五七、⑦一四〇三、⑩三〇一四）、「三和」（⑩二二二二）／題詞・左注など：「三輪」（題詞⑨一七七〇、左注①一八）、「三輪朝臣高市麻呂」（左注①四四）、「大神大夫」（題詞⑨一七七〇、⑨一七七〇、⑨一七七二）

人麻呂は、「三輪（川・山）」を、「三和」、「弥和」と書いている。「三和」は、前掲⑤「妹勢能山」と同様、音訓を交用した例であり、人麻呂以外にも一例だけ見られる（⑩二二二二）。題詞・左注に「三輪」と用いられ、また人名「三輪朝臣高市麻呂」にも象徴されるように（『日本書紀』『萬葉集』、但し『萬葉集』では「大神大夫」とも）、「三輪」の表記が、安定的に用いられた公用表記と考えられる。一方、『古事記』では、一貫して「美和」と書かれる（『日本書紀』では「三輪」）。

「三輪山」を「三和」「弥和」と書く例は、他の文字資料に見当たらないが、播磨国賀茂郡「ミワノサト」の里名を「三和里」と書いた例がある（¹³⁾□国賀茂郡□□郷三和里『平城宮発掘調査出土木簡概要（一四）』（1981）。「三」「和」ともに字画数の少ない文字であり、「ミ」と「ワ」の音を表わすことにおいて、これらの文字が、一般的に併せ用いられやすかったであろう。同じく音訓を交用する例だが、人麻呂は「三毛侶（山）」（⑦一〇九三、⑩二五一一）とも用いている。この「三毛侶」も人麻呂に孤例の文字である（萬葉集は殆どの用例が「三諸」、次節⑮「みもろ」参照のこと）。

なお、人麻呂は、「三和」「弥和」のように、同じ地名を幾通りにも仮名表記する場合がある。例えば「アドカワ」は、「吾跡川」（⑦一二九三）、

「余跡川」(⑦一二九三)、「阿渡川」(⑨一六九〇)と、三様に書かれる。この例などは、音仮名・訓仮名の両例が見られ、地名表記が固定的でなく自由に書かれたことの例証として、指摘できる(⑦「くせ」参照のこと、第四節に後述)。

⑦くせ

人麻呂：「久世」(⑨一七〇七、⑪二四〇三)、「来背」(⑪二二六二・

二例、⑦二二八六)／人麻呂以外：なし／題詞・左注など：なし

前掲⑥「みわ」のように、仮名で書かれ、地名表記が固定していなかったと考えられる例に、「クセ」が挙げられる。人麻呂の例には、音仮名表記「久世」、訓仮名表記「来背」の両例がある。『倭名類聚抄』(元和本卷六)に、「山城國久世郡久世」とある。木簡には、奈良朝以降、「久世」の表記が、幾つか見られる(「久世郡」『平城宮木簡(六)』奈良国立文化財研究所 2003)。

しかし、古くは「久勢」と書かれたよう(「勢」の仮名が古い時代に多く用いられたことは、⑤「妹勢能山」で指摘)、藤原宮木簡に見られる(「川千代 川内志貴千代 山代久勢千代」『木簡研究』三三〇号 1981)、『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(六)』1981、平城宮木簡に「山背国久勢□」(『平城宮発掘調査出土木簡概報(一一)』1978、「山背国久勢郡」『平城宮発掘調査出土木簡概報(二七)』1993)。

人麻呂の「久世」表記は、それだけ見ると、新しい地名表記を先取りしたかのように見えるが(この点、①「近江」、⑧「宇治」も同)、別には「来背」の表記もあり、「クセ」の音に、さまざまな仮名を宛てた結果と推測される(「開木代―来背」と用いられ、工夫を凝らした文字として注意される。⑩「やましろ」参照。「来背」の地名表記は、木簡には例が

ない)。

⑧うぢ

人麻呂：「氏」(③二六四)、「是」(⑪二四二七、⑪二四二九、⑪二四三〇)、「宇治」(⑪二四二八)／人麻呂以外：「菟道」(①七)、「氏」(①五〇、⑦一一三五、⑦一一三六、⑦一一三七、⑦一一三八、⑦一一三九、⑪二七一四、⑬三三三七、⑬三三二四〇)、「于遲」(⑬三三三六)／題詞・左注など：題詞「宇治」③二六四、⑨一六九九、「宇治若郎子」⑨一七九五、左注「宇遲部黒女」⑫四四一七

前掲⑥⑦に続き、地名「ウヂ」も、人麻呂は種々に表記している(「氏」「是」「宇治」)。「ウヂ」は、古いところでは石神遺跡木簡に、「于遲×」と見え、「磯マ」「秦人マ」などと並んでいることから、「ウヂ部」と書いたものと思われる(『木簡研究』二七号 2005・11、『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(一八)』2004)。なお、藤原宮木簡に「綾郡山本里宇遅部首」(『木簡研究』一五号 1983・11)、『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(一一)』1993)とある他、讃岐国の人名で「宇遅部首」と書かれた例がある(萬葉集左注に、武蔵国防人の妻「宇遅部黒女」、⑫四四一七)。

「宇治」表記の古いところでは、藤原京跡左京七条一坊木簡に「□宇治部忍□」(『木簡研究』二五号 2003・11)、『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(一六)』2002)とあって、藤原宮時代に「宇治」と書かれた例があるが、奈良朝以降に多出する「宇治郡」「宇治部」の用例数からすれば、かなり珍しい例である。「宇治」の表記が、一般的に用いられるようになったのは、奈良期以降(文献では『続日本紀』以降)と考えてよい。

記紀では「ウヂ」は、「宇遲野」(『古事記』)、「菟道野」(『日本書紀』)と記され、人名においても、「菟道稚郎子」「菟道稚郎姫」(応神紀)、「宇

遅能和紀郎子」「宇遅能（之）若郎女」（『古事記』）などと記される。萬葉集でも、「兎道乃宮子」（①七）、「于遅渡」（⑬三三三六）などと書かれ、「宇治」と表記される例は、人麻呂の一首（⑪二四二八）の他は、萬葉集に題詞三例（③二六四、⑨一六九九、⑨一七九五）を数えるのみである。即ち「うた」のなかで「宇治」と書くのは、人麻呂の用例（⑪二四二八）に限られることに注意したい。歌中であって「宇治」と書くこの例について言えば、連続する歌の「是川（ウヂカワ）」（人麻呂に孤例）の表記では、訓めない可能性がことから、この一首だけ「宇治」と「仮名書き」したためであろう。⑭「是川」の「是」が、「ウヂ」の音を導く以外に、有意の文字として担う「臨場表現の機能」について、稲岡耕二氏に指摘がある。¹⁵

人麻呂ほか、萬葉集全般に「氏」と書かれる例は、枕詞（「ちはやひと」「ちはやふる」）、序詞（「もののふの八十」）を伴う例が多く、地名表記が「懸詞」となる例である（第五節参照）。

⑨こはたのやま

人麻呂：「強田山」（⑪二四二五）／人麻呂以外：「木旗」（②一四八）／題詞・左注など：なし

人麻呂以外の萬葉集の例に、「木旗」（②一四八）とある。『古事記』には「木幡村」とあり、現在の京都府宇治市木幡の地のことをいう。『古事記』に見られるとおり、「木幡」の表記は古くからなされていたと推測されるが、人麻呂は、「コハータ」と分節した上で、「強田」と書いているもので、特異な例である。当該一首は、「山科 強田山 馬雖在 歩吾来 汝念不得」と詠まれ、土橋寛氏が「被虐的な心情」と指摘した歌である。¹⁷

当時、「コハタ」の地名に関し、「強田」と書いたものが他にあったかどうか、傍証史料もなく不明であるが、当該一首の歌がらを考えると、これが歌意に適った文字であることは指摘できよう。「コハタ」は、「コハータ」と分析されるのが（分析を経ないまでも、このように分節する方が、対応する文字を宛てやすい）、一般的ということを踏まえれば、この文字用法は、「うた」の内容に「調和」させるための、人麻呂個人の「文字表現」と言えるであろう。これは「うた」の文字として、改めて論じるべき問題である（第五節参照）。

⑩やましる

人麻呂：「山代」（⑨一七〇七、⑪二四七一、⑫二八五六）、「開木代」（⑦二二八六、⑪三三六二（二例））／人麻呂以外：「山代」（③四八一、⑥一〇五〇、⑬三三三六）、「山背」（③二七七、⑬三三三四、⑬三九〇七）／題詞・左注など：「山背」（部立⑦一一三五、題詞⑫四四四五）、「山背王」（左注⑫四四七三、⑫四四七四）

『倭名類聚抄』（元和本巻五）には、「山城国」とあるものの、萬葉集題詞に「山背」とある通り、和銅六年以降も、「山背」と書かれた文字資料を多く見得る（『日本書紀』『続日本紀』）。平城宮木簡を見ても、「山代」「山背」と書かれるものばかりである。

そのなかで、「山代」の表記は、「山背」より古い文字資料に散見される。『古事記』は一貫して「山代」であり、萬葉集では、人麻呂に三例が見られる。

藤原宮木簡に「川千代 川内志貴千代 山代久勢千代」（⑦「くせ」参照）、「山代□」（『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概要（一九）』2005）、伊場木簡に「山代国連町馬食（刻書）」（浜松市教育委員会『伊場遺跡発

掘調査報告書」一(1976)と見える。第一例は、「久勢」、「川内」とともに、「山代」が古い地名表記に拠ることを示す資料である。また、『正倉院文書』(天平宝字四(760)年、編年文書四・四二七)に、「山代国」と書かれ、日常的には、「山代」の表記が長く用いられたようである。

人麻呂が用いた「開木代」の例は、萬葉集を含む文字資料に孤例である。おそらく、採木地であり開墾すべき「ヤマ」という意で「開木山」(義訓)と表記したものであろう。「田として開墾されるべき土地をいう田代に対比すべき構成をもった語」とも言われる(『時代別国語大辞典上代編』)。「山代」という地名表記がある程度定着していたなかで、「ヤマ」の文字だけを工夫して書いたのであり、「ヤマ代」と「訓まれること」を前提とした上での、「文字意匠」と捉えられる。

三、萬葉第一期・二期の地名表記の特異性

— 固定化以前の地名表記 —

前節に、人麻呂の地名表記が、史書や『倭名類聚抄』に現われる公用表記とは異なること、音訓仮名の交用が見られることなどを、個々の例に即しながら見てきた。人麻呂の地名表記には、『古事記』と同様、和銅六年以降に固定化していく前の、古い地名表記が見られることを指摘したものである。

既に挙げた人麻呂に特異な地名表記は、七世紀から八世紀初頭の木簡資料の地名表記に、ほぼ準じることが知られた(創作的な「うた」の文字以外)。このことが、人麻呂に固有の現象ではなく、その時代性に依拠した現象であるのか確認するためには、和銅六(713)年以前の萬葉歌について、精査する必要がある。以下に、萬葉前期(第一期・二期)の

地名表記に関し、所見を述べたい。

⑪ やまと

萬葉第一期・二期：「山常」(①二・舒明天皇)、「和」(①六四・志貴皇子)、「八間跡」(①二・舒明天皇)、「山跡」(①一・雄略天皇、②九一・天智天皇、⑨一六七七)、「倭」(①三五・阿閉皇女、①七〇・黒人、①七一・文武天皇、①七三・長皇子、②一〇五・大伯皇女、③二八〇・黒人)、「日本」(①四四・石上大臣、①五二、①六三・憶良)／人麻呂：「山跡」(③三〇三〔山跡嶋根〕)、「夜麻等(思麻)」(⑮三六〇八)、「倭」(①二九、①二九^云、③二五五〔倭嶋〕、⑫三二二八、⑬三二五四)／他の萬葉歌：「山跡」(③三一九・虫麻呂、④五五一・石川足人、④五七〇・麻田連陽春、⑦二二一九、⑦二二二一、⑦二三七六、⑩一九五六、⑩二二二八、⑬三三四八、⑬三三四九、⑭四二四五、⑭四二五四・家持、⑭四二六四・孝謙天皇)、「倭」(⑤八九四〔二例〕・憶良、⑥九四四・赤人、⑥九五四・膳王、⑥九六六・兒嶋、⑬三三三六、⑬三三三〇、⑬三三三三)、「日本」(③三五九・赤人、③三六六〔日本嶋根〕、③三六七・金村、③三八九・若宮年魚麻呂誦、③四七五・家持〔大日本〕、⑥九五六・旅人、⑥九六七・旅人、⑥一〇四七・田辺福麻呂、⑦一一七五、⑨一七八七・金村、⑪二八三四、⑬三二九五、⑬三三二六)、「夜麻登」(⑭三三六三、⑭三四五七、⑮三六四八〔夜麻登思麻〕、⑯四四八七〔夜麻登之麻祿〕・藤原仲麻呂)、「夜萬登」(⑯四四六五・家持)、「夜未等」(⑯四四六六・家持)／題詞・左注など：題詞(「倭」②一一二、「山跡」④四八四)、左注(「大和」⑭四二七七)「やまと」は、「山跡」「倭」「日本」の三通りの表記が、萬葉集に多く用いられる。そのなかで、萬葉第一期・二期にだけ、「山常」「和」「八間

跡」という特異なヴァリアントが見え、注意される。

『古事記』は「倭」表記を用い、「倭」の一文字で「ヤマト」を示す例は、藤原宮木簡に例がある(木簡データベースに十一例)。「倭国葛下郡」(藤原宮木簡(一))、奈良国立文化財研究所1978)、¹⁹「倭国所布評大^野里」(『木簡研究』五号1983、『日本古代木簡選』1980)などの例である(人名では「乙未年木夷／秦人倭」)、「乙未年」は持統九年、『木簡研究』五号1983)。奈良朝の木簡には、「倭」ではなく、「大倭」の二文字の例が多く、「大倭^{四カ}」(刻書、『平城宮』二1974)、「大倭国城上郡□」(『平城宮発掘調査出土木簡概報(一五)』1982)など、木簡データベースを見る限り、実に三十数例が「大倭」と書かれている。なお、木簡に「山跡」「日本」の表記は見られないようである。

「日本」の文字が、人麻呂・萬葉第一期に例がなく、「倭」一字表記の「ヤマト」を、萬葉集全般に多く見ることは、古い地名表記が、依然として用いられていた可能性を示している。また、萬葉第一期・二期に「山常」「和²⁰」「八間跡」と書かれる、いずれも孤例の表記は、七世紀、八世紀初頭の「自由な」地名表記の在り方を示すもので、重要である。地名表記が安定的に書かれる以前の文字として、これら萬葉第一期・二期の地名表記を見ていくべきであろう。

⑫ かぐやま

萬葉第一期・二期：「高山」(①一三・中大兄、①一四・中大兄)、「香来山」(①二八・持統天皇)、「香具山」(①二・舒明天皇、①五二)、「香山」(③二五九・鴨君足人、③二六〇)、「芳来山」(③二五七・鴨君足人)／人麻呂：「香来山」(②一九九)、「芳山」(⑩一八二)、「香山」(⑪二四四九)／他の萬葉歌：「香具山」(③三三四、⑦二〇九六)

／題詞・左注など：題詞(「香具山」①二、③二五七、③四二六)

「カグヤマ」の例では、「高山」(中大兄皇子)が孤例となり、「香来山」(③二五九、③二六〇)と書かれる例も、「香具山」を公用表記と考える場合、特異な表記例であるが、配列に従う限り、これも萬葉第二期の例に加えてよいと判断される(『古事記』は、「香山」)。

以上のように「カグヤマ」は、幾通りもの表記が、萬葉前期に見られるが、これは、「香具山」に表記が定着する前に、書記者によって種々に書かれた結果と受け止められる。なかでも、中大兄の「高山」の表記は、「カウ」の上古音^{カウ}を、カグに借りたものと考えられ(『古典大系』)、特徴的である。「高」の文字は、「香」と同様、「音仮名」である点、興味深い(「香山」と書かれる「香」も、「香」(カウ)の借音)。

なお、「香」を音仮名と考えると、先の「香来山」の二例(持統天皇・人麻呂)は、音訓仮名を交用する例になる。しかし、人麻呂には「芳山」と書いた例もあり、「香」「芳」ともに「香(芳)クハシ」などと用いられるように、それを「訓文字」として、少なくとも「意味」の領域に寄るかかった文字として、用いている可能性が高い。山口佳紀氏は『古事記』の「香^{カク}」についてそれが、「訓仮名」と認識されていたことを指摘する。今後、「音仮名」「訓仮名」の認識の度合いとともに、改めて検討すべき問題であろう。

⑬ うねび

萬葉第一期・二期：「雲根火」(①一三・中大兄)、「畝火」(①五二)／人麻呂：「畝火」(①二九、②二〇七)／他の萬葉歌：「畝火」(④五四三・笠金村)、「雲飛」(⑦一三三五)、「宇祢備」(⑩四四六五)／題

詞・左注など：なし

「ウネビ」は、萬葉集に七例ある。就中、萬葉集に孤例の「雲根火」(①一三・中大兄)の文字遣いが、音訓仮名の交用である点、注意を要する。人麻呂の地名表記の項(⑤いもせのやま、⑥みわ)でも述べたが、音訓仮名の一単語内での交用は、原則として避けられるのが一般的である。音訓交用の地名表記は、人麻呂に例があったが、萬葉第一期の地名にも同様に見られることは、七世紀代特有の地名表記として興味深い。「ウネビ」は、早い時期から、「畝火」の表記で、ほぼ定着していたと思われる(『古事記』にも「畝火」とある)。ほか、特異な文字としては、「雲飛」(⑦一三三五)の例が指摘される。

⑭いらい

萬葉第一期・二期：「射等籠」(①二三三)、「伊良虞」(①二四・麻績王)／人麻呂：「五十等兒」(①四二)／他の萬葉歌：なし／題詞・左注など：題詞(「伊良虞」①二三)、左注(「伊良虞」①二四)「イラゴ」は、人麻呂の例も含め、萬葉前期に、三通りに書かれている。音仮名表記「伊良虞」が、公用表記として定着したと考えられ、①二三の題詞や、①二四の左注も「伊良虞」と書かれている(現在は「伊良湖」と表記される。愛知県渥美郡渥美町の伊良湖岬)。

萬葉第二期の「麻績王」の「射等籠」表記は、訓仮名による「一字一音書き」という点が特徴的である。金石文等にも一字一音の地名表記があるが、それらは字音仮名で書かれることが多く(「意柴沙加」「斯麻」【隅田八幡宮人物画像鏡】)、訓仮名の例は殆ど見られない。

人麻呂の例も「訓仮名」(熟字訓)の例だが、一首は「潮左為」(①五十一)等兒乃嶋邊 榜船荷 妹乘良六鹿 荒嶋廻乎」と歌われている。この

「五十等兒」の表記は、「女官の多く乗る船」ということを含意した「文字表現」となっている。「五十等兒」は、意味を捨象した「仮名」ではなく、「うた」の文脈に整合させた、「うた」のための「文字」として機能している(第五節参照)。

一方で、「射等籠」の表記は、「うた」の内容(「打麻乎 麻績王 白水郎有哉 射等籠荷四間乃 珠藻苺麻須」)に応じた文字とは考えられず、意味を排除した一音節の「訓仮名」を、単に連ねたものである。

萬葉集には、このように訓仮名(多音節訓仮名を含む)で、地名を表記することが少なくない(「淡海」「稲見」など、人麻呂の例参照のこと)。同時代資料と思われる木簡にも、「播磨」を「針間」(「針間国造毛人」「藤原宮木簡」一一1979)、「因幡」を「稲羽」(「秦稲羽」(「因幡の国にまつわる人名か)「藤原宮木簡」二)などと書いた例があり、やはり「訓仮名」使用の趨勢が窺える。

⑮みもろ

萬葉第一期・二期：「将見圓山」(②九四・藤原鎌足)、「三室戸山」(②九四 或本行)、「三諸」(②一五六・高市皇子)／人麻呂：「三毛侶」(⑦一〇九三、⑧二五二二)、「三室山」(⑦一〇九四、⑧二四七二)、「三諸」(⑧二四七二)／他の萬葉歌：「三諸」(③三三四・赤人、⑦二〇九五、⑦一三七七、⑨一七六一、⑨一七七〇・大神大夫、⑩二九八一、⑬三三二二、⑬三三二七、⑬三三二八、⑬三三三一、⑬三三六八、⑭四二四一春日野)、「見諸戸山」(⑦二二四〇)／左注・題詞など：なし『古事記』に「御諸」と表記されるが、萬葉集では「三諸」の表記が大勢を占める。「三室戸山」(②九四 或本行)は、人麻呂の例に、「三室山」と二例あり(⑦一〇九四、⑧二四七二)、古く「ミムロ」と「ミモロ」は、混

乱して用いられたようである(「ミムロ」と訓むものはこの三例のみ)。おそらく「三諸」に文字が定着するに従って、音も「ミモロ」に安定したのであろう。なお、人麻呂は「三毛侶」(⑦一〇九三、⑩二五一一)とも表記するが、これは萬葉集中、人麻呂だけの用例であり、「三」が訓仮名、「毛」「侶」が音仮名であり、音訓を交用した文字となっている。

萬葉第一期の例で特徴的なのは、「将見圓山」(②九四)と書く鎌足の例である。「将見圓山」は、一首が、「玉匣たまぐしげ 将見圓山乃みもろのやまの 狭名葛さなかつら 佐不寐者さほづはつひに 有勝麻之自ありかつましじ」とあり、「見諸戸山」の例と同様、「たまくしげー見む(将見)」と「懸詞」になる例である。「ミムロ」「ミモロ」と、音が定まっておらず、固定した地名表記も存在しなかったために、様々な文字表記の可能性を持ったものと思われる(地名が「懸詞」となる例が上代に多いのは、地名表記が「自由」「未分化」であったことを契機として)。第四節に後述)。

「将見圓山」は、古写本に「ミムマド」とあり、「ミモロ」と訓読されなかったように、「圓」を「マロ」と訓むことは、通常の訓読回路ではなかなか難しい(「丸」を「マロ」と訓読することから可能となる訓みである)。「ミム(将見)」の音が安定することで、ようやく「ミモロノヤマ」の訓みが全体として導かれるのであり、そこには、「最低限に」「書く・読む」という、体系化以前の書記の実態が窺える(「最低限に書く」ということは、次節に後述)。

四、地名表記と文字

前節までに、人麻呂および萬葉前期の地名表記に、前時代的な古い地名表記が多いことを確認してきた。表記が固定化する以前の地名表記に

は、状況に即して、いろいろな文字を宛て用いる傾向が見られた。それは、「地名の再解釈」として表記する場合や、懸詞の「二義の意味(周縁の意味)」を表記する場合など、個々の例ごとに種々のケースがあった。これらの調査から総じて言えることは、萬葉集の地名表記は、史書・倭名類聚抄などのいわゆる「公用表記」に、大勢的に固定化していく傾向がある、ということである。しかし、既に見たように、萬葉第四期や作者未詳歌に、古い時代の地名表記が少なからず存在することも、同時的な現象として指摘して置かねばならないだろう。

このような古い表記が、現在『萬葉集』に残っていることが、いまここで問題になるのであって、「うた」の文字というものの、個人性・日常性という観点から、これらの古い地名表記を考えていく必要がある。既に述べたが、『日本書紀』『続日本紀』等の歴史書は、ほぼ統一的な固定した地名表記で書かれる。同じ文献資料でありながら、なぜ『萬葉集』にだけ、木簡・土器・文字瓦等に通じる質の「文字」が現われるのかと問われたとき、「うた」の文字の「自由性」「日常性」といった線上に、答えを用意することができないのではないか。

ところで、「七世紀代」の「地名表記」について、近年、多くの木簡が発掘され、議論の水準が高まっているが、木簡以外にも、地方出土の土器に注目すべきものが見られる。七世紀の地名表記を残した文字資料に、千葉県印旛郡から出土した「龍角寺五斗葺瓦窯跡文字瓦」があり、以下に採り上げたい。

遺跡の年代は、報告書によれば「七世紀第3四半世紀を中心とする時期」(財印旛郡市文化財センター『千葉県印旛郡栄町龍角寺五斗葺瓦窯跡―栄町病院建設に伴う埋蔵文化財調査報告書―』1997 D124)と推定され、七世紀後半の文字資料として重視される。

①「赤加皮真」「赤加真」「加皮真」「加皮麻」「阿加皮」「阿真」²⁴

②「朝布」「麻布」

③「服止 止口 口皮止 皮止口」

など、「アカハマ」「アサフ」「ハトリ」の地名表記が見られるが、ここに示したように、幾通りかの文字表記が採られている。「赤加皮真」のように、「赤」で「ア」と読む字音仮名は、上代文献には見えず、そもそも「赤(ア)」が、「略訓仮名」であるのか、「一音節の古語」であるのか、判断は難しいと言わざるを得ない。「皮」を「ハ」と読む字音仮名(文献資料には見えないが、木簡・土器などの文字資料に多く見られる)²⁵とともに、新たな仮名資料として、受け止めるべきであろうか。しかし、「赤(ア)」は、「皮(ハ)」ほど定着が見られず、「赤」を「アカ」と読むという知識を前提とした上で、「最低限に」なら「読む」ことが可能になるという、文字の類である。汎用的な「仮名」と認め得るほどの「一般性」が見られるかどうか、甚だ疑問であろう。

龍角寺遺跡の文字瓦の地名表記について、平川南氏は次のように指摘している。「対談」の文章であるが、

「最近気づいたのは、七世紀の資料に頻出するわけですが、地名でも、その音を、地名とか人名も含めて、八世紀的な、あるいは、地名でいえば『倭名類聚抄』的な常識とぜんぜん違う、きわめて多様な字音の表記の仕方をしている。」(p.16)

「それは特に七世紀段階の五斗葺遺跡の文字瓦もそうですが、地名表記はフリーで後のものとなり違う表記の仕方をしています。」(p.16)²⁷

と述べ、字音表記の多様性を指摘しておられる。さまざまな仮名が宛て用いられるだけでなく、音仮名・訓仮名が混用されていることも、いま十分に指摘されるべきであろう。²⁸ ①②③に傍線を付した文字は、いわ

ゆる「訓仮名」であるが、「音仮名」と交用されている。既に、前節までに、人麻呂と萬葉第一期・二期の例に関し、音訓交用の地名表記を幾つか指摘した(⑤「妹勢能山」、⑥「三和」「三毛侶」、⑫「香来山」、⑬「雲根火」)。本論の掲出例以外にも、人麻呂に「和射見」(②一九九、「巻目」(⑦二〇七八)、「由槻我高」(⑦二〇八七)、「日賣菅原」(⑦二七七)、「潤和川」(⑪二四七八)、「香取海」(⑪二四三六)、萬葉前期の例に「阿胡根」(①一二・中皇命)、「四極山」(②二七二・高市黑人)などが見られ、音訓仮名の交用に対し、比較的寛容な態度が見て取れる。²⁹

近時、「飛鳥池遺跡」「石神遺跡」「飛鳥京苑地遺跡」など、七世紀後半の遺跡から多くの木簡が出土しているが、そこに見られる地名表記にも、多様な字音表記が窺え、興味深い。例えば、『倭名類聚抄』(巻八)に「隱岐国隱地郡」とある地名を、「依地評」(「飛鳥池遺跡木簡」『木簡研究』二四号 p.23)、(「役道評」(「石神遺跡木簡」『木簡研究』二七号 p.26)、「藤原宮木簡」『木簡研究』一五号 p.23)と、文字をさまざまに宛てた例がある。ほか、飛鳥池木簡・石神遺跡木簡には、「隱岐国周吉郡」を、「次評」(『木簡研究』二四号 p.23、二七号 p.26)と、「次」一文字で記した例も見られる。「周吉」が「スキ」と音読されるべきならば、「次」では清濁の混乱を伴うことになる。

さらに、石神遺跡木簡には、「三川穗評穗里」(「参河国宝飲郡」)、「三川者豆評」(「参河国幡豆郡」)、「真奴寸(村)」(不明、以上『木簡研究』二七号)、「委之取五十戸」(「参河国碧海郡鷲取郷」)、「之者津五十戸」(「参河国幡豆郡磯泊郷」)、「上埭国」「下毛野国」(「上総国」)、「下野国」、以上『木簡研究』二六号)など、音仮名・訓仮名を交えて多様な地名が書かれている(傍線を付したものが訓仮名)。

飛鳥京苑地遺跡木簡にも同様、「遠水海国長田評五十戸」³⁰

□「遠江国長上郡蟾沼郷」①「あふみ」参照、「高志国利浪評ツ非野五十戸」(ツ非野郷は不明)、「三野国安八麻評」(美濃国安八郡)など、音訓を交用しながら、珍しい地名表記が多く見られる(『木簡研究』二五号)。

他にも、音訓を交用した地名表記には、観音寺遺跡木簡に「高志五十戸」「佐井五十戸」(『阿波国名方西郡高足郷』)「同、佐井郷」(『木簡研究』二〇号)、平城宮木簡に「鶉甘部郡穂郡越中国讚岐国津伎国針間国近江国」などの例がある。前者は、七世紀後半の木簡と見られ、後者は「いずれも和銅二・三年を中心とする八世紀初頭」とされる木簡群に含まれ、「穂郡」(参河国宝飫郡)、「針間国」(播磨国)など、古い地名表記が見られる(『木簡研究』二四号)。

以上のように、七世紀代後半～八世紀初頭の地名表記には、かなり「自由」で「一回的」な文字遣いが、各文字資料から看取された。先の龍角寺遺跡「赤加皮真」の例に見たような、文字文化に慣れていない、あたかも「最低限に」書いた、とでも言うべき表記の在りようが窺える。もちろんそれは、「雲根火」(①二三)、「射等籠」(①二三)、「八間跡」(①二二)、「高山」(①一三・一四)、「将見圓山」(②九四)などの「初期萬葉」の表記傾向にも通い合うものであろう。

この「最低限に」「書く・読む」ということは、少なくとも文字を「音」に還元しさえすれば、「ことば」の伝達が可能である、という「利便性」「汎用性」に、常に支えられてある。「仮名」の出自が、「訓」によるか「音」によるかなどという、無駄な思索を伴わなくとも、「文字」を直接、「音」に還元することができれば、実用の範疇において、「ことば」の伝達は可能なのである。もちろん、ここに挙げたような音訓仮名の交用は、それがセンテンスを成さず一単語であって、誤読の可能性が限り

なく低いことを前提条件としている。

既に、人麻呂の各例でも取り上げたように、地名が「一回的」に書かれるということの徴証は、一つの地名で複数のヴァリエーションが見られることに明らかであった(「ミワ(三和・弥和)」「クセ(久世・来背)」。他の人麻呂の例にも、「アドカワ」(『吾跡川』⑦二九三)、「余跡川」⑦二九三)、「阿渡川」⑨一六九〇)、「シガ」(『思賀』①三〇)、「志我」①三一・②二一八・②二一八(或云)、「ユツキ(ガタケ)」「弓槻」⑪二三五三)、「由槻」⑦一九八七)、「弓月」⑦一九八八)など、多くの例が指摘できる(但し、変字法の可能性もある)。

そもそも、「地名」は、それを写し取って記す場合、古く朝鮮半島や、中国の周辺地域の地名表記がそうであったように、基本的に「字音」で書かれることを常としていた。それは、いわゆる「音仮名」と呼ばれるもので記され、この「仮名」で書き写すという書記法は、渡来人の手を離れても、萬葉人が日常的に「固有名詞」を書く場合の「方法」としてあった。そしてこの「仮名」について言えば、書記者によって、「一回的」に用いられるのが、「仮名」の本来的な姿であることを確認しておかねばならない。

橋本四郎氏は、地名表記について、仮名の自由性という点から次のように指摘しておられる。

「固有名詞の表記に用いられる文字は、上代文献を通じてほぼ一定している場合もあるが、揺れ動くのがむしろ一般の姿である。翻訳不能の固有名詞を漢字で表記するのだから、その文字は本来は仮名であるはずで、音と文字の関係が一对多である万葉仮名を用いる限り浮動するのが当然なのである。」

(橋本四郎氏「多音節仮名」『橋本四郎論文集 国語学編』1986:12 p.15)

「個に結びつく固有名詞に対しては、命名の意図がそれだけ露骨に働く。従って、直接の命名者ならずとも、その命名の意図を推定する自由が、他の語に比して大幅に許されている。」

〔多音節仮名〕同右 P46)

本論、第三節⑮「みもろ」(「将見圓山」)の項でも述べたが、「懸詞」を形成する地名が多様に文字化される背景には、当時、地名表記がどうとでも書かれ得る、「自由な」領域にあったこと、また、地名という「意味」を呼び込みやすい本来的な性質が、多くの「宛て字」を可能としたこと、などの理由が考えられる。

「懸詞」に、「地名」が多く用いられるのは、決して偶然的なことではなく、そもそもその書記条件の「自由性」「一回性」に、「レトリック」としての価値が見出だされたためであろう。

「意味」を付帯しない「仮名」で、地名が書かれることを決定的条件として、それは、逆に「レトリック」による「文字表現」の開花を予期させることになったのである。

五、萬葉集の懸詞と地名表記 — 「うた」の文字として —

既に、前稿において、次のように述べたことは、幾分言葉足らずの面もあるが、地名表記自体が、そもそも揺れを胚胎する不安定なものであるからこそ、新たに付加された「意味」の捉え返し、「文字」による「意匠」の可能性——、があることを指摘したかったことによる。

天在 日賣菅原 草莫莉嫌 弥那綿 香烏髮 飽田志付勿

(⑦一二七七)

「日賣菅原」の地名は、「天在る」を承ける「懸詞」に、「日」の文

字が敢えて視覚化されているもので特異な例である。「ヒメ」の音列を文字化するには、「比賣」「媛」「姫」などの表記が一般的と考えられるのに対し、当該歌では「天在る」という枕詞を承ける文字に、「日」が選択されている。その結果、訓仮名+音仮名の形式となり、一つの地名表記内で仮名が混用される例となっている。このような例は、地名表記の自由な在り方、そして音訓交用に対する寛容な姿勢が可能とさせた、「文字表現」の具体的な例と考えてよいであろう。当該歌において、「天在る—日」という懸詞の係かりを文字に表示することは、修辞の在り処——、すなわち知の所在、を視覚の上に明らかにさせることでもある。懸詞という修辞を文字の上に表わすことは、「ことば」を読むために文字があるのではなく、もはや「技巧のため」の文字として、それが存在していることを物語ろう。そして、それは基本的に、地名表記が固定しておらず、自由に書かれたこと——、そもそもこの自由性について言えば、それらが借音仮名(意味をもたない音列表記)で書き取られてきたことに由来しよう——にこそ、「うた」の文字としての無限の可能性、文字による意匠の可能性、を胚胎していたのである^⑮。

このように、「ヒメスガハラ」の地名を、「比賣」「媛」「姫」ではなく、「天在る—日賣菅原」と書いたのは、正しく「懸詞」の係かり——、レトリックの所在、機知の在り処、を明らかにさせるための表記であった。

そしてこのように、新たな「意味」の場所が与えられた背景には、既に論じたことだが、地名表記の一回性、自由性——、地名の文字化は、その多くが書記者の「自由」に委ねられていた——、という実態があったことに拠ろう。「懸詞」という「レトリック」において、意味を直接持たない「地名」であるからこそ、その懸けられている周縁的な「意味」

が、安定的な地名の「音」を借りながら、文字の上に「表現」し得ただと考えられる。

上代和歌の「懸詞」には、平安王朝和歌に多く見られる「動詞」や「名詞」の例が少ないことが指摘されている。固有名詞、即ち、枕詞や序詞を伴った「地名」に、上代の「懸詞」が多く現われること自体、それが「聞き知った」音に支えられて存在する、ある種、気ままな文字領域に開花した「レトリック」であることを示唆している。

そもそも、地名が、「文字」による「意匠」を伴ってさまざまに「文字表現」されることは、「懸詞」という「修辭」を介在させなくとも、次のような人麻呂の「うた」の文字に、端的に見られるとおりであった。

- ① 嗚呼見乃浦尔 船乗為良武 媿媿等之 珠裳乃須十二 四寶三都良
あみのうらに ふなのりすらむ めいめいとうの たまものすそに しほみつらむか
- ② 釵著 手節乃琦二 今日毛可母 大宮人之 玉藻茹良武 (①四二)
くわくちく たふしのさきに けふもかも おほみやひとの たまもかるらむ
- ③ 潮左為二 五十等兒乃嶋邊 榜船荷 妹乘良六鹿 荒嶋廻乎 (①四二)
しほさめに いらごのしまへ こくふねに いものらむか あらしまみ

いまここに挙げた、「タフシ」の地名は、『倭名類聚抄』(元和本巻六)に「志摩国答志郡答志」とあり、また「イラゴ」は、上述のように「伊良虞」の表記が公用表記であったと思われる。しかし、これらの地名表記は、当該連作歌にあって、「うた」の文脈に即しながら、新たな「意味」を呼び込む「文字」として、機能している。このような「表現された文字」から抽出される「意味」は、いずれも周縁的な意味要素であり、主文脈に還元せしめるべき性格のものではない。文芸としての「うた」を外縁から支えるものとしてののみ、意味を持つ。

「五十等兒」の表記(第三節⑭「いらご」)は、第一首の「媿媿等」の「うたことば」に明らかたとおり、持統女帝の行幸に従駕する、多くの

女官らを示唆する文字として、いかにも適応わしい。「手節」もまた、裳裾を濡らしつつ玉藻を刈って、家人の土産にする女官たちの美しい手首が髻髷とされ、「うた」の「縁取り」をいっそう鮮やかにしていよう。同様、「アミノウラ」に感嘆の意を表わす「嗚呼」の文字を宛て用いたのは、「ことば」を「文字」でもって「意匠」する意識の現われと思われる。

これらの文字は、「うた」という「文芸」における「文字表現」と言うべきもので、地名の「音」に支えられながら(このこと自体は、地名を懸詞とする技巧が、口誦において発達したことを物語る)、そこに外縁的な「意味」を添える、有意の文字として「うた」のなかで機能している。もちろん、それは「読まれること」を前提とした文字技巧であり、言ってみればその用法は、「戯書」のそれに限りなく近い。即ち、川端善明氏が指摘するところの、「文字による文字のための意匠」である。このような「あそび」の文字(余裕のある文字)として、仮名が用いられる背景には、地名(固有名詞)の「音」の安定が、その絶対条件にあったことは繰り返しまでもないであろう。そしてその地名表記は、どのようにでも書かれ得る、という「自由な」領域にあったのである。

以上に、「うた」の文字として、地名が「文字表現」される人麻呂の例を挙げたが、「懸詞」というレトリックは、萬葉集全般に「うた」の技法として、多く見られるものである。次にその幾例かを挙げたい。序詞や枕詞を承けながら、その連接部の文字が、慣習化されていないと思われる用例に絞って、次に指摘する(萬葉集中で、一例及び二例しか見られない用例を挙げる)。

① あふみ……相海(「相ふ」と「近江」)

・我妹子にまたも相海の安の川安眠も寝ずに恋ひ渡るかも

(⑫三一五七)

・…我妹子に 相海の海の 沖つ波 来寄る浜辺を くれくれと
ひとりぞ我が来る 妹が目欲り (13三三三七)

②いなみの…不欲見野「否む」と「印南」、将行乃河「行なむ」と「印南」

・不欲見野の浅茅押しなべさ寝る夜の日長くしあれば家し偲はゆ (6九四〇)

・明日よりは将行乃河の出でて去なば留まれる我は恋ひつつやあらむ (12三二九八)

③たつたのやま…裁田之山「裁つ」と「龍田山」

・雁がねの来鳴きしなへに韓衣裁田之山はもみちそめたり (11二二九四)

④つくし…尽「尽くし」と「筑紫」

・…我が心 尽の山のもみち葉の 散り過ぎにきと 君がただかを (13三三三三三)

⑤ふる…零「零る」と「布留」

・石上零とも天につつまめや妹に逢はむと言ひてしものを (4六六四)

・との雲人雨零川のさざれ波間なくも君は思ほゆるかも (12三〇二二)

⑥ほりえ…欲江「欲る」と「堀江」

・妹が目を見まく欲江のさざれ波しきて恋つつありと告げこそ (12三〇二四)

⑦みつ…見津「見ゆ」と「三津」

・臣の女の 櫛笥に乗れる 鏡なす 見津の浜辺に さにつらふ 紐解き放けず 我妹子に 恋ひつつ居れば… (4五〇九)

⑧みなぶちやま…見名淵山「見ゆ」と「南淵山」

・まそ鏡見名淵山は今日もかも白露置きて黄葉散るらむ (11二一〇六)

以上のような用例が挙げられるが、二義的意味となる「懸詞」の周縁的意味が、文字の上に現出し、「レトリック」の在り処が、視覚の上に明示される仕組みになっている。

②「いなみの」の例は、既に第二節④「いなみ」の項で、「印南」に固定する以前の表記について、「稲見」の例などを指摘したが、このような「自由な」表記スタイルを背景として、さらなる「文字表現」が確立したのであろう。いま掲げた、「懸詞」の例は、ほんの一部であって、萬葉集には、まだまだ多くの地名が「懸詞」として成立し、種々に文字表現されている。

「地名」という認知度の高い「ことば」であればこそ、「音」の安定が確保されるのであり、また概念喚起を呼び込みやすい「地名」は、そこに「再解釈」を伴って、「興味」と「嗜好」を感じさせる文字遣い——、新たな「文字表現」、「文字による意匠」、が成立する機会を得たのであろう。生活に密着した地名は、やはり生活に密着してあった「歌謡」に取り込まれやすく、そしてそれは「書かれるうた」の文字技法のなかで、さらなる発展を遂げたものと予想される。

そして、萬葉歌に現出する「文字表現」は、こと「懸詞」というレトリックにおいて、「音」に「有意の文字」を懸けるといって、「文字」そのものの技法——「戯書」として、必然的な深化を辿ることになる。

六、おわりに——「うた」の文字意匠——

ここで、「文字」を意匠するとはどういうことなのか、敢えて問題としておきたい。本論で、なかば無批判に「意匠」と用いてきた語彙であるが、それは、川端善明氏「万葉仮名の成立と展相」が、次のように規定するのを支持したことによる。川端氏は、萬葉集の文字について、「文字を表現する」段階があることを指摘し、その中で、「文字面の修飾技巧」(p155)、「用字技巧」(p158)、「文字の意匠」(p158)などの語でもって、それぞれの「文字表現」を説明しておられる。³⁴⁾

「しかしながら、訓仮名に保たれる意義との関連を表記に利用することは、よみやすさと言った地味な効用のためばかりではない。多音節訓仮名二つを組合せて、『鶴鴨』とか『海人鳥屋見らむ』(一一三四)のように用字すること自身に、文字面の装飾技巧という派手な効用が、同時にあったであろう」(p155)。

「文字としての表現が固定的になっているか、それとも一回的であるかにその差を求めることもできるが、むしろ重層的に把えるべきであろう。唯一のよみ方でよむことをめざす表記と、そのことが当然たどる単純化や固定化を単調さとして否定し、副義的な意味の流れや結節や、あるいはまた連想を、漢字の表語性そのことにおいて表現しようとする表記と、この両立しにくい二つの緊張的な幅の中に、『万葉集』において文字を表現するということが属しているのであった」(p158)。ここに端的に示されるとおり、川端氏が、「訓仮名」(意義との関連を持つ)との関わりのなかで、文字の効用、文字の表現性のことを説いておられることが注意される。

本論で用いる「意匠」の語は、基本的に、「文字技巧」と同意であるが、「文」を問題とした技巧が、いま「修辭技巧」などと用いられることとの混乱を避けるために、あえて、「ことば」と「漢字 (Character)」の問題として、「意匠 (design)」の語を用いることにした。³⁵⁾ 当然そこには、「文字面」などの美的視覚的な方面に、それを捉え直す視点を誘うことにもなる(高橋亨氏「かな文字生成論—詩的言語の音と文字—」『叢書想像する平安文学第8巻 音声と書くこと』勉強出版2001・5の視点が、いま有効である)。

既に個々に述べたように、「ことば」のための「文字」による「意匠」は、その根本原理において「戯書」の成り立ちに通じることを予感させていた。戯書というものが、「義訓」の延長線上にあり、義訓字を「仮名」化したものであるという指摘は、既に川端氏が前掲論文の中で、詳説するところであった。³⁶⁾ 川端氏が「義訓仮名」と論じるそれは、「仮名」(多音節仮名を含む)の音節要素に支えられつつ、その「音」を、さらに文字によって、「遊戯的」に再生し直す「文字技巧」のことであった。

「戯書」は、そもそも文字に対する共時的な知識に裏打ちされた、ある種の「余裕」の上に成り立つ技巧である。普遍性に欠き、一回的なものであること——、それは一個人の文字に対する「知」の階梯として現出する——、は、戯書の在り方を把握するとき、重要な視点である。音列を頼りに文字化される地名(方法的に字音仮名で書き写される)が、枕詞や序詞を冠することで、新たな「意味」を付与されるという在り方は、それが個人(書記者)の関心に委ねられるという点で、やはり「戯書」の在り方に通じていくものであろう。

しかし、それが相において決定的に異なるとすれば、「枕詞」と「被枕詞」、および「序詞」と「つなぎ言葉」には、そこに「文脈」の意

味連鎖による論理的関係が成立していることであろう。単純に「同音」という連想から創造される「戯書」の用字に、「文」のロジックは存在しない。個々の「ことば」同士、もしくは「文字」同士の類縁関係だけが、そこに介在するのみである。

但し、「同音であること」だけで成立する、序詞や枕詞を伴わない「懸詞」（含蓄型掛け詞・物名型掛け詞）では、文脈連鎖が成されない点で、その関係は限りなく「戯書」に近づいていくであろう。

さす鍋に湯沸かせ子ども櫛律の檜橋より来許武狐に浴むさむ

⑬三八二四「来む」と「コム」

この例は、「同音」となる二つの「ことば」が、「音（許武）」と「ことば（来む）」のレヴェルで、仮名書きのスタイルを借りながら、並列的に文字化されている例である。

千鳥鳴く佐保の川門の瀬を広み打橋渡す汝我来と思へば

⑭五二八「汝が来」と「長く」

この例でも同様、「汝来」ではなく「汝我来」と一字一音書きされることで、それに相応する「ナガク」の音列が、特別に意識化されるようなシステムになっている。仮名書きの形式を採ることで、三音節の「長く」という「ことば」が、導かれ易いように、文字操作されているのである。このように、既に萬葉集において「一字一音」で「懸詞」が書かれるという傾向は、それが音節を明示しやすい「仮名」であるという点で、平安和歌に多く見られる「含蓄型懸詞」（文脈連鎖を伴わない）の発展を、今後、視野に入れていくことができるであろう。

「懸詞」が、初期萬葉や人麻呂において、「ことば（一語）」として用いられず、常に「周縁の意味」を呼び込む「枕詞」や「序詞」を伴って用いられるのは、「懸詞」というものが、そもそも外縁的な指標なくしては、

表現し難かった、という根本的な理由に拠るのである。

「文字」は原則的に「有意」なはずであるという書記者の判断は、文字そのもので「戯れる」という応用性に、なかなか精通し得なかったと思われる。初期萬葉や人麻呂に「戯書」という文字用法を、ほとんど見ないことは、今後この辺りの事情を考えていく必要があるのではないか。

萬葉集の文字用法という問題は、「懸詞」という修辞技巧を採り上げただけでは、およそ論じ尽くすことのできない課題である。本論では、地名表記の定着の時代的推移を踏まえた上で、地名の「音」と、その「文字化」ということについて、焦点を絞って論じたものである。

【注】

- (1) 直木孝次郎氏「古事記の国名表記について」（『飛鳥奈良時代の研究』塙書房 1975・9、初出『人文研究』一三卷一〇分冊 1972・9）、田中卓氏「古事記における国名とその表記―主として古事記偽書説への反証―」（『田中卓著作集十 古典籍と史料』国書刊行会 1993・8、『古事記年報』二四 1982・1 初出）
- (2) 鎌田元一氏「律令制国名表記の成立」（『律令公民制の研究』塙書房 2001・3、初出『日本古代国家の展開』上 1995・11）、なお、館野和己氏「木簡の表記と記紀」（『国語と国文学』七八卷一―号 2001・11）に、「古事記」と木簡の地名表記を照合させた論が見え、示唆的である。
- (3) 野村忠夫氏「律令的行政の確立過程」（『律令政治と官人制』吉川弘文館 1993・12、井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中 1978・9 初出）
- (4) 北川和秀氏「万葉集の地名表記について―国名を中心に―」（『美夫君志』第七四号 2007・3）
- (5) 真淵説を肯定するものに、後藤利雄氏「入麿の歌集とその成立」（至文堂 1961・10）、否定するものに、石井庄司氏「古典考究―万葉編」（八雲書店 1944・2）、阿蘇瑞枝氏「柿本人麻呂論考」（桜楓社 1972・11）
- (6) 石井庄司氏「古典考究―万葉編」に、「たとへ和銅六年五月から公に近江といふ字面が用ひられたにしても、それより以前にも私には近江とい

ふ字面が用ひられてゐたかも知れない。」と述べるほか、「人麻呂集中大部分淡海とあり、僅かに一つの例しかないのであるから、此の文字使用法の点から云つても、人麻呂集を以て和銅六年と以後と断定することが出来ないばかりでなく、それよりも古く飛鳥藤原時代にまで遡つても何等不合理なことではないと思ふ」という。一方で、北川和秀氏「人麻呂歌集『近江』表記について」(『柿本人麻呂《全》』2000:6)には、「近江」『遠江』表記の成立を、「大宝の頃に成立」したと述べ、「国名改変の時期と事情とがそのようなものであったとすれば、人麻呂歌集の筆録も大宝元年以降であつたと考えるべきこととなる。」と結論する。

- (7) 同石神遺跡木簡に「×□浅井評」(『木簡研究』二七号 2005:11)とあり、「あふみ」の国名表記と推測される。また藤原京跡左京七条出土木簡にも、「近水海」とある(『飛鳥・藤原京発掘調査出土木簡概一七』2003)。(8) 「淡」(⑩二四三九)は、原文「淡海」とあり(廣瀬本を含む古写本共通)、この訓みについて、「アフミノウミ」ではなく、「淡海」で、「アフミノ」と訓む説を(早く『代匠記』にある)、木下正俊氏が呈示している(『廣瀬本萬葉集—その後のこと、など—』萬葉一五六号 1986:1)。ただし、萬葉集の多くの歌が、「アフミノウミ」と詠み、また、「淡」一字で、「アフミ」を表わした木簡(本論参照)がある以上、「アフミノウミ」と五音で訓むべきであろう。

(9) 「ウヂ」の表記について、人麻呂歌集の連続する四首(⑩二四二七・⑪二四三〇)が、「首だけ『宇治』と記し、それ以外を『是』と表記すること」と、同様の問題性である。稲岡耕二氏「文字の歌へ—人麻呂歌集古体歌の表現—」(『上智大学国文学科紀要』一七号 2000:3)、「文字の歌への転換—人麻呂歌集古体歌の表現—」(『上代文学』八四号 2000:4)に、「情報」を補う文字表現」として、この「宇治」の表記が挙げられている。

なお、稲岡耕二氏(漢字で歌う工夫(五)『是川』と「宇治川」)「人麻呂の表現世界—古体歌から新体歌へ—」岩波書店 1981:7)に、「この一首だけでも『宇治』と記しておかないことには、前後の『是川』もウヂカハであると読者が判断する手掛かりを失うに違いない。(中略)『是川』の場合よりもいっそう『是度』は『ウヂノワタリ』とは訓まれ難いということも考慮されたかも知れない。」と記す。

- (10) 館野和巳氏前掲注(2)論文。

(11) 人麻呂の地名表記に多い音訓仮名交用例について、小稿「万葉集の音訓仮名交用例—人麻呂の「うた」の文字としての「仮名」—」(『日本女子大学紀要 文学部』一五五号 2006:3)に一覧を掲げた。

(12) 人麻呂歌集歌に「背兒」と書いた例があり(⑩二四五九、⑪二四六五)、「セ」に「背」を用いた早い例として認められる。なお音訓仮名を交用したものに、「世子」(⑩二〇一五)の用字がある。

(13) 長屋王歌に「宇治間山朝風寒し旅にして衣貸すべき妹もあらなくに」(①七五)とあるが、宇治間山は吉野にある山の名である。なお、「氏(氏族)」の意で、「……大伴の宇治と名に負へますらをの伴」(家持20四四六五)と、仮名書きした例は見られる。

(14) 稲岡耕二氏前掲注(9)論文に詳しい。

(15) 稲岡耕二氏前掲注(9)著書に詳しい。

(16) 木簡データベースからは、地名「木幡」「木旗」は拾えない。梶子遺跡(静岡県伊場遺跡付近)から、「□幡比女命尔千幡男□」(八世紀前半までの史料、「木簡研究」一五号 1983:1)と書かれた木簡が出土している。在地神への祭祀に関わるものか。「木幡媛」は京都宇治市の「許波多神社」の祭神としても伝わる。

(17) 土橋寛氏『万葉集の文学と歴史』(塙書房 1988:6)

(18) 『国史大辞典』「やましろのくに」の項(井上満郎氏担当)によれば、「その表記は、はじめ山代、ついで『大宝律令』の制定・施行に伴って山背、さらに平安京への遷都によって、延暦十三年(七九四)に山城と改称されたことは資料のうえで明らかである。」と指摘されている。

(19) なお、藤原宮木簡に「大和高市」(『木簡研究』二〇号 1988:11)とあり、萬葉集には見られない。「大和」の表記が、藤原宮時代に見える。

(20) 但し、元暦校本、伝冷泉為頼筆本に「倭」とある。

(21) 左注に「奈良遷都の後」とあるものの、萬葉第二期の例と考えられる(『注釈』『全注』他)。

(22) 山口佳紀氏「音読注に関する若干の考察」『古事記の表記と訓読』有精堂 1985:9)

(23) なお、直木孝次郎氏(『平群鮪をめぐる歌物語の成立について』『夜の船出』塙書房 1985:6)は、「ウタ」の地名表記について、訓仮名「菟田」から「宇陀」「宇太」へと推移したと考え、音仮名表記の方が新しいことを

指摘する (3000及び注)。

(24) 「阿真」は東野治之氏の釈読(「出土資料からみた漢文の受容—漢文学展開の背景—」『国文学』四四卷一—号 1999・9)。

(25) 春登の『万葉用字格』は、「略訓」について、音がつづまったものと理解する。しかしそれらの殆どの例は、一語で存在する古代語で、語源が通じ合うものが多いという(池上禎造氏「真名本の背後」『国語国文』十七卷四号、『漢語研究の構想』岩波書店 1984・7)。氏は、次のように述べる。「春登の『万葉用字格』には略訓という項を立てて網・足・五・刻・以下色々のものがあけてあるが総て別の見地から扱うべきものと思っている。イツ・キバのイ・キが根幹であることは説明を要しない。網足も古代語ではアであったと見られる。(中略)かくして、音の場合にアン・ア(安)のように略されることは訓に適用すべきではないとして上代のものは説明できる。(p180)」

同様、井手至氏は、春登上人がいう略訓仮名は、一音節の古語が想定されるものか、母音連接によって生じた音の融合や、脱落現象として説明しうるものばかりで、略訓仮名の存在は否定されるとい見解を示している(井手至氏「上代における漢字の用法」、鶴久氏「上代の借訓仮名と母音脱落現象をめぐって」『萬葉』六六号 1968・2、『萬葉集訓法の研究』おうふう 1995・10 参考の1)。

(26) 「皮」の字音については、犬飼隆氏「万葉仮名「皮」をめぐって—万葉仮名前史試論—」(『上代語と表記』おうふう 2000・10)、平川南氏・神野志隆光氏「対談 文字資料の現在と古代」(『国文学』四四卷一—号 1999・9、『墨書土器の研究』吉川弘文館 2000・11 所収)、東野治之氏前掲注(24) 論文。

(27) 平川南氏・神野志隆光氏「対談 文字資料の現在と古代」(『国文学』四四卷一—号 1999・9、『墨書土器の研究』吉川弘文館 2000・11 所収 p463、p468 部分的に補正)

(28) 東野治之氏は、「このような日本語表記の展開や多様さは、他の七世紀代の資料からもうかがえる。さきにふれた竜角寺関係のヘラ書瓦もその好例である。年代についてはまだ未確定の要素もあるが、下っても八世紀前半までとみてよい資料である。ここでは同じ地名か集団名と考えられる語が、表記を異にして多数みられるが、音訓交用が著しい。」と述べ、

さらに「記紀や『万葉集』などに見られる体系的な表記とは異なる表記が、その底辺に存在していたといえよう。」(東野治之氏前掲注(24) 論文 傍点引者)と指摘している。

(29) 小稿前掲注(11) 論文、「音仮名と訓仮名を交えた表記—万葉集仮名書き歌巻と和歌木簡資料を中心に—」(『日本女子大学紀要 文学部』五四号 2005・3)、「上代文字資料における音訓仮名の交用表記—難波津の歌などの木簡資料を中心に—」(『高岡市万葉歴史館紀要』第一五号 2005・3)に詳述。

(30) 井上秀雄氏「朝鮮での文字の展開—(上)田正昭編『日本古代文化の探求 文字』社会思想社 1975・7)、藤堂明保氏「漢字文化圏の形成」(『岩波講座 世界歴史 6 東アジア世界の形成』Ⅲ 岩波書店 1971・2)、中村元氏「漢字文化圏の展開」(佐藤喜代治編『漢字講座 第一巻 漢字とは』明治書院 1988・5)など。

(31) 小稿前掲注(11) 論文。

(32) 村島祥子氏「万葉集における掛詞的表現」(『日本文学誌要』五九 1999・3)は、固有名詞の懸詞が、万葉第三期から第四期にかけて、激減していることを指摘している。

(33) 「タフシ」については、木簡に「答志郷」(『平城宮発掘調査木簡概報(九)』p6 下)とあるほか、「手節里」(『平城宮発掘調査木簡概報(六)』p8 下)ともある。

(34) 川端善明氏「万葉仮名の成立と展相」(『日本古代文化の探求 文字』社会思想社 1975・7)

(35) ことばと文字との関係において、神野志隆光氏が次のように提言していることも参照したい。「歌については、川端のいう通り、歌が表現するものはことばでなければならぬが、意味において用いられる文字によってそれがなされることをうけとめるべきである。ことばの問題として、『古事記』の歌は文字がことばそのものをあらわしてあり、人麻呂歌集の歌は文字が意味を負いながらことばをあらわすのである。その、文字が意味を負いながらことばをあらわすことを、どう見、そこにどうアプローチできるか。ことばを意味的にあらわしながら、ことばとは別に文字が働く—、それは、ことばの意匠としての文字、ということができるのではないか。」(『上代文学』八四号 2000・4)

氏が述べるように、「ことば」を「意匠するもの」として、文字が機能していることを、「うた」の文字の問題と設定し、捉えたいのである。

(36) 川端善明氏前掲注(34)論文。また「義訓仮名」の指摘は、『時代別国語大辞典上代編』の「上代語概説」(第二章「文字および音韻」橋本四郎氏担当部分)にも触れられている(三省堂 1967・12)。